

Q



令和5年10月から始まる適格請求書等保存方式（インボイス制度）に変更があったと聞きました。詳しい内容を教えてください。

A

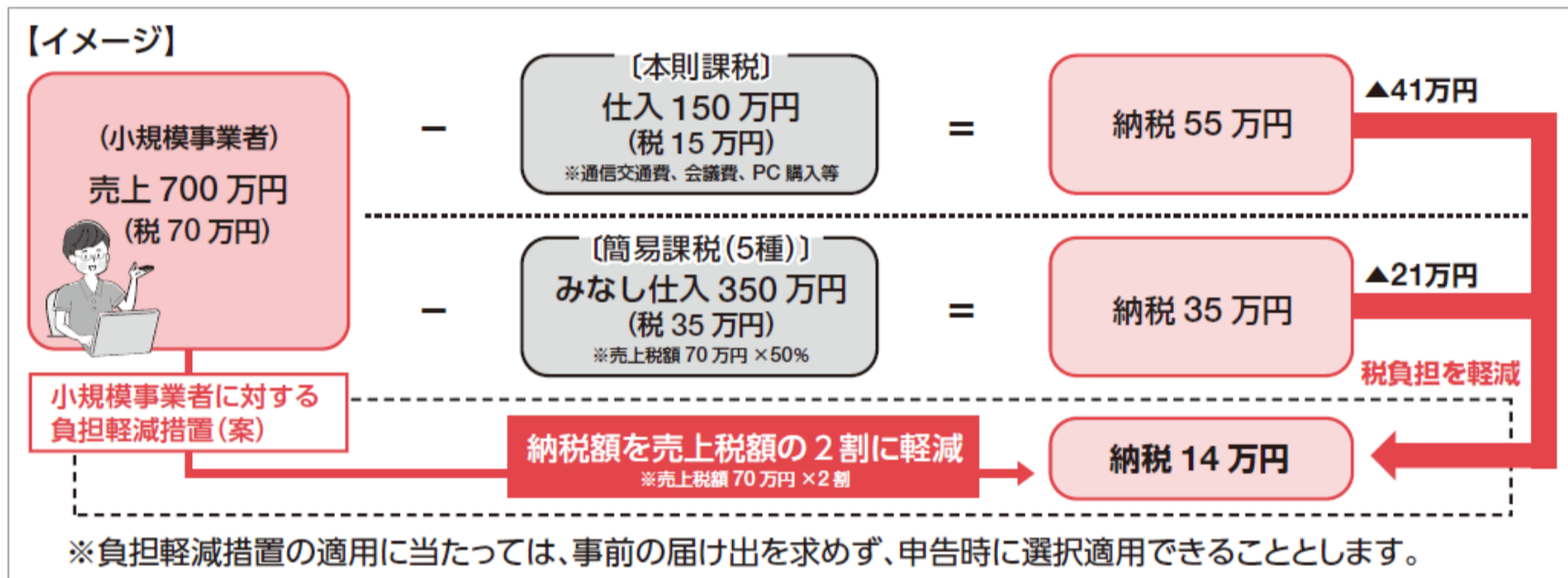


インボイスの登録がきっかけで課税事業者になった事業者に対し、納税額が売上税額の2割に軽減されました。  
また、小規模な事業者は1万円に満たない課税仕入に限り、インボイスなしでの仕入税額控除が可能になります。

●改正概要● **減税**

① **小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（通称：2割特例）**

免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより課税事業者になった場合の納税額を課税標準額（売上の消費税額）の2割に軽減する3年間の負担軽減措置ができました。



出典：財務省「令和5年度税制改正のポイント」

※2割特例を選択することでほとんどの事業者の税負担が減少しますが、簡易課税制度でみなし仕入率が9割となる**第一種事業者（卸売業）のみ2割特例を選択しない方が税負担が減少します。**

② **一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置**

基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能とします。

※基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とします。

- ① 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間において適用
- ② 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入において適用

POINT



インボイス発行事業者の事務負担の増加は小規模な事業者にとっては特に問題でしたが、今回の改正で税金負担、事務負担ともに軽くなりました。

執筆者：山田